

企業立地支援の充実

【提案先】 経済産業省、総務省、財務省

提 案 事 項

1. 企業立地の促進

企業立地促進法等に基づく支援措置について、地方の自立的な活性化に資する支援策の充実

- 企業立地促進法の減収補填制度の対象となる市町村の要件緩和
- 地方での企業立地に対する特別償却の拡大
- 工業団地等の用地整備に対する支援制度の創設

2. 工場立地法の基準緩和

環境負荷の低減に資すると考えられる「太陽光発電」などの普及を踏まえた工場立地法に規定する「緑地」の範囲の拡大



太陽光発電施設

現状と問題点

1 自立的な地方の活性化のための工場立地の促進

平成20年の企業立地促進法の改正により、特別償却制度及び減収補填制度について農林漁業関連の業種を対象とするなど、地方での工場立地促進に対する一定の措置がなされているものの、より地方の自立的な活性化を促すための支援の拡大が必要である。

○市町村に対する減収補填制度の対象要件（財政力指数）を、三位一体の改革による税源移譲等による上昇及び昨今の経済情勢を反映した低下に対応するため、企業立地基本計画策定の前三年の平均値による算出方法を柔軟なものに見直すとともに、地域の実情や「頑張り」を反映し、企業立地基本計画において重点区域を定めている市町村についても制度を適用することによって、地方での自立的な活性化のための工場立地の取組を支援することが必要である。

○特別償却率を地方への立地に対して拡充することにより、地方での自立的な活性化のための工場立地の取組を支援することが必要である。

（参考）現行の特別償却率      機械等15%、建物等8%

○地域の主導による地域経済の活性化のためには、企業立地や産業集積の促進は重要な手段であるが、これらの実現を図るためには、工業団地などの用地が必要。一方、既存の工業系用途地域が少なく、また、国等により造成された用地及び臨海部等に乏しい地域にとつては、新たな用地整備が必要となるが、足下の経済情勢や用地整備関連法令の改正等を踏まえると、行政の主導による整備が重要な手段になると想定される。平成13年の行革以降、国等による用地開発が抑制されているが、これが地域間格差を固定していることも懸念されるため、地域の工業団地等の用地整備に対し、財政的な支援制度を創設することにより、地域主導の産業競争力強化への取組を支援することが必要である。

2 環境に配慮した工場立地の促進

工場立地法上の緑地の規定を拡大し、太陽光発電施設が緑地として認められれば、企業立地に際して、森林より大きいCO2削減効果が期待できる「環境負荷の低減に資する工場」の立地が促進される。

（参考）現行法上、敷地面積の20%以上の緑地面積が必要だが、その1/4(敷地面積の5%)は屋上の緑地でも可能。